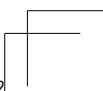
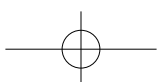
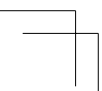
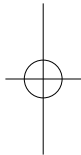
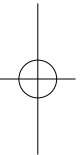
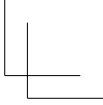
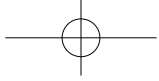
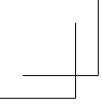


II. 分担研究報告



厚生労働科学研究費補助金 【エイズ対策政策研究事業】
H I V検査の受検勧奨のための性産業の事業者及び従事者に関する研究
(分担)研究報告書

性産業に従事する事業者と女性従業者の実態調査と受検勧奨

研究分担者	渡會睦子	東京医療保健大学)
研究協力者	あや乃	(日本風俗女子サポート協会代表)
	生島嗣	(ぶれいす東京 代表)
	カエベタ亜矢	(新宿区保健所 保健予防課長)
	堅多 敦子	(東京都福祉保健局 健康安全部 エイズ・新興感染症担当課長)
	土屋菜歩	(東北大学 東北メディカル・メガバンク機構)
	今村 顕史	(東京都立駒込病院)

研究要旨

日本における新規 HIV 感染者の中で、女性の占める割合は現在でも決して大きくはない。しかし、近年起こっている梅毒の流行では、20 歳代を中心とした女性の増加が問題となっており、HIV と同じ性感染症の急増するハイリスク層が、今でも女性の中に潜在的に存在していることを改めて示している。

現在、女性が従事する性産業は SNS 等の普及とともに多様化しており、複数の形態の店舗に従事する女性、他職をもちながら性産業と関わる女性、あるいはアルバイトとして性産業に関わる学生や主婦など、従来の受検勧奨の届かない対象者が増加している。したがって、現代の性産業における実態調査を行い、今の時代に合った受検勧奨と予防啓発法を構築することが喫緊の課題となっている。

本研究では、性産業における性感染症対策等の文献検討、研究協力者からの情報収集による現在の事業者と従業者の状況把握(性産業形態の種類・従事者の年齢層・客の年齢層や国籍)等を行った。

A.研究目的

日本における新規 HIV 感染者の中で、女性の占める割合は現在でも決して大きくはない。しかし、近年起こっている梅毒の流行では、20 歳代を中心とした女性の増加が問題となっており、HIV と同じ性感染症の急増するハイリスク層が、今でも女性の中に潜在的に存在していることを改めて示している。

現在、女性が従事する性産業は SNS 等の普及とともに多様化しており、複数の形態の店舗に従事する女性、他職をもちながら性産業と関わる女性、あるいはアルバイトとして性産業に関わる学生や主婦など、従来の受検勧奨の届かない対象者が増加している。したがって、現代の性産業における実態調査を行い、今の時代に合った受検勧奨と予防啓発法を構築することが喫緊の課題とな

っている。

本研究の研究協力者には、性産業に働く女性をサポートする団体の代表者、現場で啓発活動を行っているセックスワーカー、ぶれいす東京の代表者、そして東京都の性感染症担当と新宿保健所の担当者も参加することが決まっている。

研究の中で、現場の従事者にインタビューを行う際には、対象者へのプライバシーについても十分な配慮をもってすすめる。そして、得られた情報については、社会的な影響も考慮して慎重に扱うこととする。

B.研究方法

1. 性産業における性感染症対策等の文献検討
- 1) 法律専門家より性産業について情報収集・原稿依頼

性産業・性風俗・CSW (Commercial Sex Worker : 金銭の授受を伴う性行動を職業として行う者)に関する法律をまとめる。

- 2) 性産業における性感染症対策等の文献収集
国立国会図書館サーチ、医中誌 WEB、J-DreamIII、CINII、PubMed より、性風俗・CSW・人身売買などのキーワードをもとに文献を検索し、収集する。
 - 3) 各都道府県公安委員会への届け出数・風俗マガジン・ウェブサイト等からの性風俗業種・稼働状況等の推測
2. 研究協力者(あや乃)との情報交換による現在の事業者と従業者の状況把握(性産業形態の種類・従事者の年齢層・客の年齢層や国籍)

(倫理面への配慮)

1) 研究等の対象となる個人の尊厳及び人権擁護
東京医療保健大学ヒトに関する研究倫理審査委員会の承認を得て実施する。

並びに、文部科学省、厚生労働省が作成している疫学研究に関する倫理指針(平成14年6月17日、平成16年12月28日全部改正、平成17年6月29日一部改正、平成20年12月1日一部改正、平成25年4月1日一部改正)に準拠して調査を計画・実施する。

CSWの研究であることを考慮し、研究等の対象となるCSWに理解を求め、研究等の協力に同意を得、研究等によって起こり得る個人の不利益に対する配慮、個人情報保護に対する配慮を十分に行う。

C.研究結果

1. 性産業における性感染症対策等の文献検討

1) 法律専門家より性産業について情報収集・原稿依頼

現在、南山大学法学部の協力を得、性産業・性風俗・CSW (Commercial Sex Worker : 金銭の授受を伴う性行動を職業として行う者)に関する法律について、日本の歴史的背景を踏まえ

まとめていただいている。

現在、これらを元に、法律上許可されている行為と性感染症が感染する行為とを比較し、現代の性産業に関する法律で許される行為と性感染症予防があっているのかを検討している。

2) 性産業における性感染症対策等の文献収集

国立国会図書館サーチ、医中誌 WEB、J-DreamIII、CINII、PubMed より、性風俗・CSW・人身売買などのキーワードをもとに文献を検索し、収集した。現在、文献数6本、書籍57冊ある。現在この内容から、実態のまとめを行っている。

3) 各都道府県公安委員会への届け出数・風俗マガジン・ウェブサイト等からの性風俗業種・稼働状況等の推測

風営法関連の営業所数・届出数の推移(平成22~28年)より情報を入手し、風俗営業の営業所数・性風俗関連特殊営業の届出数の推移を入手し、真のデータについて分析を進めている。

3. 研究協力者より情報収集し現在の事業者と従業者の状況把握を行った。

- 1) 年齢層は現在幅広く、10-20代に限らず多い。
- 2) 就業所在地によって、脱サラ後の経営者が増加している。
- 3) CSWの仕事をしようと思った動機は貯金、借金、生活費、学費、将来の夢、興味があった、経験してみたかった等がある。
- 4) CSWの仕事の情報は、知り合いの紹介(友人・彼氏・夫・親・借金業者等)、求人誌(一般求人誌・風俗求人誌)、ネット求人(一般求人・風俗求人)、スカウトなどがある。
- 5) CSWの他に職業を持っているものは主婦、派遣、常勤雇用等が多い。

- 6) 仕事の種類は、ピンクサロン、ソープランド、イメージクラブ、性感ヘルス性感マッサージ、ファッションヘルスヌードダンサー、ストリッパー、SMクラブ、アダルトビデオ、セクシーパブ等がある。
- 7) 性的な実施サービスには、手コキ、キス、顔射、フェラチオ(ゴムつき・生)口内発射(ゴクンあり・ゴクンなし)玉なめ、アナルなめ、クニニリングス、69、肛門性交(ゴムつき・生)素股、指入れ等がある。
- 8) 外国人国籍の客層は、増えている実感が無い
- 9) HIV・梅毒などの性感染症について、学ぶ機会は、ほとんどなく、独学での感染予防となっている。
- 10) 法律以外の行為を強制されることには恐怖を感じており、今後、客にも理解される方策を望んでいる。これらのことが分かった。

D. 考察

これまで、これらの調査を進めることによってCSWのこれまでに行っている行為が制約されることで、客が減少するなど懸念し協力が得られないのではないかと危惧されていたが、CSWにおいても法的に禁止されている行為により、CSWの人権を侵害されることを脅威に感じていることがインタビューからも得られた。今後、本研究の結果から得られた内容をパイロット試験とし、全国のCSWを対象にアンケート調査を展開していく。

法学的見解において、性産業を肯定した上でノーマライズし、人身取引の温床となることを危惧する意見もあった。世界の中でも日本が人身取引の温床となっていることも指摘されているので、CSWの人権保護を重要視しながら、研究を進めていきたい。

E. 結論

本研究では、文献検討と研究協力者より情報収集し現在の事業者と従業員の状況の把握を行った。今後、これらをもとにCSWの実態を把握するとともに、CSWの性感染症予防実態を行い、予防教育の実践まで展開を拡大する。

しかしながら、法的根拠をなしに展開することは人身取引の問題を許容することにつながる恐れもある。それらも考慮しながら、法律上許されている行為と性感染症が感染する行為とを比較し、現代の性産業に関する法律で許される行為と性感染症予防があっているのかを検討していくことも重要である。

【参考文献】

1. 風俗問題研究会『風営適正化法ハンドブック〔第4版〕』、立花書房、2016年
2. 大塚尚『風俗営業法判例集〔改訂版〕』、立花書房、2016年
3. 風営適正化法研究会編集『〔7訂版〕風営適正化法関係法令』、東京法令出版、2016年、
4. 森山真弓・野田聖子『よくわかる改正児童買春・児童ポルノ禁止法』、ぎょうせい、2005年
5. 高森高德『新 刑法犯・特別法犯 犯罪事実記載要領〔改訂第5版〕』、立花書房、2018年
6. 大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム編『性暴力と刑事司法』、信山社、2014年
7. 川端博『風俗犯論、刑事法研究』、成文堂、2010年
8. 刑法読書会『犯罪と刑罰』第26号、特集 性犯罪規定の改正
9. 藤目ゆき『性の歴史学—公娼制度・堕胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』、不二出版、1997年
10. 青山薫『「セックスワーカー」とは誰か—移住・性労働・人身取引の構造と経験』

11. 東大社研・玄田有史・宇野重紀編『希望学 4 希望のはじまり』, 東京大学出版会、2009 年
12. 辻村みよ子編『かけがえのない個から, ジェンダー社会科学の可能性 第 1 巻』, 岩波書店、2011 年
13. 青山薫の論文「セックスワーカーの人権・自由・安全」所収
14. ロナルド ワイツァー, 岸田美貴訳・松沢呉一監修『セックス・フォー・セールー売春・ポルノ・法規制・支援団体のフィールドワーク』, ポット出版、2004 年

G.研究発表等

なし

2.学会発表

なし

H.知的所有権の出願・登録状況 (予定を含む)

①特許取得

なし

②実用新案登録

なし

③その他

なし